

鳴門市ブロック塀等安全対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害等により倒壊する恐れのあるブロック塀等の安全対策を促進し、市民の安全及び安心の確保を図るため、撤去等費用の一部について、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、鳴門市補助金等交付条例（平成13年鳴門市条例第36号。以下「条例」という。）及び鳴門市補助金等交付条例施行規則（平成14年鳴門市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路等 鳴門市耐震改修促進計画に位置付けた避難路並びに鳴門市地域防災計画に位置付けた避難場所及び避難所敷地をいう。ただし、避難場所のうち、指定緊急避難場所については、災害の種類が地震及び津波に該当するものに限る。
- (2) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造又はコンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造による塀をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に存するブロック塀等を所有し、又は管理する者（同一年度内に申請は1人1回までに限る）
- (2) 市税に滞納が無い者

(補助対象ブロック塀等)

第4条 補助金交付の対象となるブロック塀等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 道路等からブロック塀等上端までの高さが1メートル以上、かつ、ブロック塀等自体の高さが60センチメートル（補強コンクリートブロック造又はコンクリートブロック造にあつては3段）以上のものであって、別表1又は別表2に従い点検した結果、安全対策が必要と判定されたもの
- (2) この要綱以外の補助金等の交付を受けていないもの
- (3) 同一敷地内において、この要綱に基づく事業の補助金交付を受けているブロック塀等がないもの
- (4) 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていないもの

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めるものについては、補助対象とすることができる。

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 撤去工事 同一敷地における、道路等に面しているブロック塀等について、当該ブロック塀等自体の高さが全て40センチメートル以下となるよう撤去する工事
- (2) フェンス等新設工事 前号の工事によりブロック塀等を撤去した後、新たに安全なフェンス等を設置する工事

2 補助対象工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が発注する工事であって、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する登録を受けた者（県内に本店、支店等の事業所を有する建設業者又は解体工事業業者（個人事業者を含む。）とする。以下「施工者」という。）に請け負わせること。
- (2) 申請者が法人の場合は、敷地及び建物等の売却を目的とした工事でないこと。
- (3) その他市長が不適当と認めるものでないこと。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 撤去工事については、補助対象工事に要する経費の額に5分の4を乗じて得た額とし、8万円を限度とする。
- (2) 前号の撤去工事について、鳴門市立地適正化計画における居住誘導区域内については、補助対象工事に要する経費の額に5分の4を乗じて得た額とし、10万円を限度とすることができる。
- (3) フェンス等新設工事については、補助対象工事に要する経費の額に3分の2を乗じて得た額とし、26万6,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（事前相談）

第7条 補助金交付の申請を行おうとする者は、事前に補助金交付の対象となるか担当課と協議を行うものとする。

（交付申請）

第8条 補助金交付の申請を行おうとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 位置図（住宅地図等に敷地の位置を示したもの）
- (2) 工事実施（変更）計画書（様式第2号）
- (3) 工事見積書の写し
- (4) 配置図（敷地におけるブロック塀等の配置がわかるもの）
- (5) 現場写真
- (6) 施工者が建設業の許可又は解体工事業の登録を受けていることを証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請をする場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助対象工事の着手）

第 9 条 補助対象工事の着手は、補助金の交付の決定の通知を受けた後に行わなければならない。

ただし、ブロック塀等の状況により緊急に工事を要する事情がある場合は、この限りでない。

(軽微な変更)

第 10 条 条例第 5 条第 1 項第 2 号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助対象経費等の補助金の算定に係わる重要な変更が行なわれない場合で、補助金の額に変更を生じないものとする。

(申請内容の変更等)

第 11 条 補助金交付の申請をした者(以下「申請者」という。)は、補助金交付の決定を受けた後、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、速やかに補助金交付変更申請書(様式第 3 号)に次に掲げる関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事実施(変更)計画書(様式第 2 号)
- (2) 工事見積書の写し
- (3) 配置図(変更箇所を明示したもの)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助対象工事を中止又は廃止するときは、速やかに工事中止(廃止)申請書(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知等)

第 12 条 条例第 6 条の規定による補助金の交付の決定の通知は、様式第 5 号による。

2 条例第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に係る変更の承認の通知は、交付決定額の変更を伴わない場合にあっては様式第 6 号の 1、交付決定額の変更を伴う場合にあっては様式第 6 号の 2 による。

3 条例第 5 条第 1 項第 3 号の規定に係る中止又は廃止の承認の通知は様式第 7 号による。

(完了報告)

第 13 条 申請者は、補助対象工事が完了したときは、完了の日から起算して 30 日以内又は補助金の交付の決定のあった年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、工事完了報告書(様式第 8 号)に次に掲げる関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 請求書及び領収書の写し(施工者が発行したもの)
- (3) 工事状況写真(施工前、施工後の状況が確認できるもの)
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 29 年法律第 72 号)第 12 条の 3 第 1 項の産業廃棄物管理票(マニフェスト)E 票の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 14 条 条例第 12 条に規定する補助金の額の確定の通知は、様式第 9 号による。

(補助金の請求)

第 15 条 補助金交付額確定通知を受けた申請者は、補助金請求書(様式第 10 号)に当該通知に係る通知書の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、補助金の受領を施工者に委任するときは、補助金受領委任払請求書(様式第 11 号)に補助金交付額確定通知に係る通知書の写しを添付し、市長に提出

しなければならない。

(補助金の支払)

第 16 条 市長は、補助金請求書を受理した後、申請者に対し補助金を支払うものとする。

2 市長は、補助金受領委任払請求書を受理した後、施工者に対し補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第 17 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させるものとする。

(書類の保管)

第 18 条 この事業に関する書類は、事業完了後 10 年間保存するものとする。

(補助金に係る消費税仕入控除税額の報告)

第 19 条 申請者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、様式第 12 号により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合で、補助金返還に相当する場合は、当該消費税等仕入控除税額相当額の補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。